

第6章 文化財の保存・活用に関する課題・方針と措置

第5章で述べた4つの基本方針ごとに、現状の課題を整理し、課題に対する方針と、具体的な措置についてまとめます。措置については、市費のほか国費（文化庁文化財関連補助金、内閣府新しい地方経済・生活環境創生交付金など）・県費（静岡県文化財保存費補助金、観光地域づくり整備事業費補助金など）や民間資金などを活用しながら進めています。

1 基本方針1の課題・方針と措置

基本方針1 掘り起こす（調査・研究）

富士宮市には富士山を始め数多くの魅力的な文化財があり、本市は第4章に示した通り、様々な調査を実施してきましたが、文化財の類型ごとに把握状況に偏りがあります。また、把握できているものの、価値が明らかになっていない文化財もあります。

基本方針1では、これまでの調査で十分に把握できていない文化財の把握と、把握できている文化財の価値の解明を進めることで、本市の魅力を掘り起こすことを目指します。

【課題・方針】

課題①-A：旧芝川町域における歴史的建造物の把握調査が未実施です。また、市内全域における有形文化財（絵画や彫刻、工芸品、書跡・典籍）や有形の民俗文化財、無形の民俗文化財、戦争関連の遺跡や名勝の把握調査が未実施です。

⇒**方針①-A**：地区や内容に偏りがないよう、計画的に市内の文化財の把握調査を行います。

課題①-B：美術工芸品のうち古文書と歴史資料、民俗文化財については、把握調査が一部に留まっています。特に、近代以降の戦争や年中行事などについては、市内全体の状況が十分に把握できていません。

⇒**方針①-B**：市史編さん事業などや住民からの聞き取りを通じて全体像の把握を進めます。

課題①-C：伝承や地域の記憶などのその他の文化的所産について、十分に把握できていらず、過疎化・高齢化の進行により知られずに失われてしまう危険性が高いです。

⇒**方針①-C**：市民と一体となった伝承や地域の記憶などの情報収集と把握調査を行います。

課題② 過去の調査などで把握した文化財について、現在の所在や保管状況について確認できていない文化財があります。

⇒**方針②** 過去の調査などに基づき市民や所有者・団体・学識者と協力して、現況調査を実施します。

課題③ これまでに把握調査を実施した文化財について情報が整理されておらず、学術的評価に必要となる調査も十分にできていません。

⇒**方針③** 調査により把握した文化財については、データベース化により一元管理するとともに、地域の歴史文化の理解に不可欠な文化財については、計画的な詳細調査を実施します。

課題④ 本市には、考古資料、古文書、歴史資料、遺跡を専門とする学芸員はいますが、この他の類型を専門とする職員は未配置であるため、文化財の把握調査や詳細調査を実施する人員と体制が十分とはいえません。

⇒**方針④** 文化財専門職員の計画的採用により、人員の確保と専門分野の多様化を進めるとともに、専門知識を有する民間の人材を積極的に活用します。

【措置】表 6-1 基本方針 1 の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期
①-A	1	類型別把握調査の計画検討	有形文化財や民俗文化財など、把握調査が未実施の文化財類型について、調査計画を検討する。		○		○	◎	文化 (食まち) (環エネ)		
	2	類型別把握調査の実施	把握調査が必要な文化財について、学識者との連携により詳細調査を実施する。		○		○	◎	文化		
①-B	3	富士宮市史編さん事業（継続）	旧市史や県史などで把握した古文書・歴史資料の現況調査・詳細調査を行う。また、市民から寄せられた情報などに基づき、把握調査を継続する。調査成果に基づき、『富士宮の歴史』を刊行する。編さんで収集した資料は、今後の詳細調査や活用を検討する。	○	○	○	○	◎	文化		
	4	地域別の民俗調査	『富士宮の歴史 民俗編』編纂時の調査成果に基づき、市内の一定の地域ごと、地域に伝わる民俗文化財全体の調査を行い、調査報告書としてまとめる。	○	○	○	◎	◎	文化		
	5	戦争の歴史調査	戦争の記録や戦没者、戦車兵学校などの情報について把握調査を行う。	○	○	○	○	◎	文化 (福企)		
①-C	6	地域の記憶調査事業	過去の町並みや行われていた行事・地域の文化など、高齢化により情報が伝わらず失われつつあるため、聞き取り調査などを行い、かつての記憶を保存する。	○	○			◎	文化		
	7	地域の歴史文化掘り起こし事業	小中学校や地域の大人との協働で、地域に埋もれた身近な文化財を掘り起こす。	○	○	○	○	◎	文化		
②	8	文化財の現況調査	建造物など過去の調査で把握した文化財の現況を確認する。	○	○	○	◎	◎	文化		
③	9	文化財情報データベース化事業	本市に関わる文化財について、一元的に管理できるよう情報を整理し、データベース化する。	○	○	○	○	◎	文化		
	10	詳細調査の計画検討	有形文化財（建造物）や古文書などの把握調査が完了した文化財の詳細調査計画を検討する。		○	○	◎	◎	文化 (花緑)		
	11	詳細調査の実施	把握調査が完了した文化財について、学識者との連携により、詳細調査を実施する。		○	○	◎	◎	文化 (花緑)		

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間			
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期	
④	12	文化財専門職員の計画的採用・育成	人員の増員や専門分野の多様化を進めるとともに、研修などを充実させながら人材育成を行い、文化財の保存・活用の基礎となる文化財調査の体制を強化する。				○	◎	文化			
	13	地域人材連携事業	専門知識を有する市民を登録し、調査の際には、協力を呼びかける。	◎	○	◎	○	◎	文化			

凡例：文化…文化課

食まち…農業政策課 食のまち推進室

環エネ…環境企画課 環境エネルギー室

福祉…福祉企画課

花 緑…花と緑と水の課

【推進体制】

市民……文化財の保存活用に関心のある市民など

◎中心的役割

所有者……文化財の所有者・団体

○連携・協力

団体……保存活用団体、研究団体、観光・商工関係団体など・大学など

学識者……文化財保護審議会委員、学識経験者

行政……主管（府内連携課）

【期間】

前期：R8～12 年度（2026～2030 年度）、後期：R13～17 年度（2031～2035 年度）、次期：R18～27 年度（2036～2045 年度）

2 基本方針2の課題・方針と措置

基本方針2 守り伝える（保存・管理）

富士宮市の歴史文化の理解に欠かせない文化財は、指定等により確実な保存・活用を図るとともに、文化財個々の特性に応じた適切な方法や環境での保存・管理が必要ですが、十分に対応しきれていない文化財もあります。また、文化財の保存・管理には所有者や行政関係者だけではなく、市民の理解も必要であり、さらなる理解を得ていく必要があります。

これまで、文化財の保存・管理に関しては、行政が主導して取り組んできましたが、基本方針2では、従前の取組は維持しながら、不足する部分を市民や民間で補い、文化財を後世に伝えています。

【課題・方針】

課題① 詳細調査により重要性が判明しているものの、未指定のままの文化財があります。

⇒方針① 詳細調査の成果に基づき、重要性が認められるものは指定等による保護を図ります。また、新たな枠組による保護についても検討します。

課題② 文化財の保存状態に応じた必要な管理・措置が不十分な指定等文化財があります。

また将来的な活用も視野に入れた整備が、計画的に実施できていないものがあります。

⇒方針② 指定等文化財に対する計画的な整備事業と、周辺環境を含めた指定等文化財の保存を推進します。

課題③-A：物価上昇や後継者不足など、文化財を取り巻く環境変化により、継承に困難をきたしている文化財が増えています。

⇒方針③-A：文化財所有者への技術的助言や修理・整備に係る経費に対する支援を行います。また、無形の民俗文化財など滅失のおそれがある文化財については、理解者や協力者が増えるよう働きかけるとともに、現況を記録することで、後世に伝えます。

課題③-B:保存・管理の現況が十分に確認できていない民間所有の指定等文化財があります。

特に市指定文化財についての現況調査が不足しています。

⇒方針③-B:指定等文化財の現況を確認する体制を整備し、定期的に現況の調査をします。

課題④ 開発などにより、文化財が影響を受ける可能性は避けられません。特に埋蔵文化財は地中にあるため、その存在に気づかず開発が及ぶおそれがあります。

⇒方針④ 文化財の保存に対する意識を高めると共に、規制や事業者との調整により、開発が文化財に及ぼす影響を抑えます。埋蔵文化財については、包蔵地の適切な把握に務め、開発の影響が避けられない場合は、記録保存を図ります。

課題⑤ 市民の力を、文化財の保存に十分に活かし切れていません。

⇒方針⑤ 文化財を守る活動を行っている市民団体との連携を強化します。

課題⑥ 市が所有する文化財の中には、保存環境が十分に整えられていないものがあります。

⇒方針⑥ 適切な保存を図るための施設を整備します。

【措置】表 6-2 基本方針 2 の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間			
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期	
①	14	文化財の新規指定・登録推進（継続）	文化財の適切な保存を念頭に、調査を終え、評価が固まったものについて指定・登録に向けた業務を実施する。		○		◎	◎	文化			
	15	市登録制度（仮）創設の検討	他市の登録制度の先行事例を収集し、本市らしい制度の在り方について市文化財保護審議会で検討する。				◎	◎	文化			
②	16	富士宮市世界遺産富士山基金（継続）	世界遺産富士山に係る保全と活用に充て、富士山の美しい自然と歴史・文化を後世に継承する。	○	○	○		◎	世界			
	17	富士山の環境保護・保全（継続）	マイカー規制により渋滞緩和と自然環境を保護する。また市民や団体と協力し、一斉清掃や富士山自生種（広葉樹）の植樹による自然林の復元を行う。	○		◎		◎	観光 花緑			
	18	富士山湧水池の環境保護・保全（継続）	湧水池の環境美化や自然環境などの保全のため、保存湧水池の指定・周知を行う。また所有者・ボランティアと協力して定期的に清掃を行う。	○	◎	○	○	◎	花緑 文化			
	19	湧玉池の現況・維持管理に関わる調査検討（継続）	定期的な観測の実施や、学識者に依頼して現況を調査し、文化庁・県とともに、今後の維持管理について検討する。	○	○	○	○	◎	文化 (花緑)			
	20	小田貫湿原の保全（継続）	富士山西麓で唯一の湿性植物群落である小田貫湿原の乾燥化を防ぐとともに、湿性植物や生物を保護する。	○			○	◎	花緑 (文化)			
	21	根原地区火入れ事業（継続）	一部がふるさと文化財の森に設定されている朝霧高原茅場の環境保全のために、定期的な火入れ事業を実施する。		◎			◎	花緑 上井出 (文化)			
	22	国史跡「富士山」整備事業（継続）	保存管理計画・整備基本計画などに基づき、浅間大社・村山浅間神社・人穴富士講遺跡・山宮浅間神社の整備事業を進める。また、今後の整備を検討する。		◎		○	◎	文化 (世界)			
	23	国名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備事業（継続）	保存管理計画・整備基本計画などに基づき、民有地の買い上げが進み次第、整備事業を進める。				○	◎	文化 世界			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間			
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期	
②	24	国史跡「大鹿窪遺跡」整備事業 (継続)	史跡指定地のうち、整備が完了していない場所について、整備事業を検討する。				○	◎	文化 (世界)			
	25	保存活用計画作成事業	国指定文化財について、既存の保存管理計画を改定し、保存活用計画を作成する。	○	◎	◎	○	◎	文化 (世界)			
	26	重要遺跡発掘調査	史跡整備などに必要となる情報収集のための発掘調査の実施。		○	○	○	◎	文化			
	27	公開活用環境の維持・整備	文化財所有者や市民団体と連携し、整備した文化財の公開環境維持を図る。		○	◎		◎	文化 世界			
	28	市所有文化財修理計画作成事業	市が所有する文化財のうち、劣化・損傷が認められる文化財について、修理計画を作成する。	○	○	○	○	◎	文化			
③-A	29	文化財に関わる各種届出の指導 (継続)	文化財を適切に保護するため、所有者に文化財保護法等法令・条例に基づく届出を指導する。		◎			◎	文化			
	30	文化財保存修理事業支援 (継続・強化)	所有者が行う文化財の整備・修理事業における事前調査や計画作成への助言、クラウドファンディングや民間助成金などの資金調達に関する情報提供。	○	○	○	○	◎	文化			
	31	文化財補助金の交付 (継続)	文化財所有者が行う指定文化財の修理などに対して、経費の一部を補助する。		○			◎	文化 (国) (県)			
	32	登録文化財などに対する補助制度の検討	国登録文化財の修理などに対する市の補助制度について検討する。				○	◎	文化			
	33	無形の民俗文化財などの継承支援	継承が困難となっている行事などについて、理解者や協力者が増えるよう市民に働きかけるとともに、聞取や録画などにより現況を記録保存する。	○		○	◎	文化				
③-B	34	文化財のデジタル化	滅失のおそれがある文化財を対象に3Dなどのデジタル技術により記録保存を図る。	○		○	◎	文化				
	35	文化財所有者などとの連絡体制構築	文化財所有者などと定期的に連絡を取りあうことで、文化財の現況を把握する。	○	◎	◎		◎	文化			
④	36	文化財パトロール制度の整備	市指定文化財の定期的巡回による現況把握と、保存上の問題を抱える文化財については、市文化財保護審議会委員が所有者に指導する体制を構築する。	○	○	○	○	◎	文化			
	37	文化財を守る意識の醸成 (継続)	文化財に親しむ機会などをとおして、文化財を守る意識の醸成を図る。					◎	文化			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間			
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期	
④	38	大規模太陽光発電設備・風力発電設備抑制事業 (継続)	富士山の景観などを守るため、大規模な太陽光発電と風力発電の建設を規制する。		○			◎	環境 (企画) (都計)			
	39	埋蔵文化財包蔵地把握事業	踏査・試掘・確認調査の実施により、埋蔵文化財包蔵地の内容を適切に把握する。また遺跡の分布地を示した遺跡地図を適宜更新する。		○			◎	文化			
	40	記録保存のための発掘調査	開発による影響が避けられない埋蔵文化財について、発掘調査を行い記録保存する。	○	○	○	○	◎	文化			
⑤	41	文化財保存・活用支援団体の育成・指定と支援	文化財を守る活動を行っている団体の育成・指定し、支援や新たな活動の創出を実施する。				○	◎	文化			
⑥	42	(仮称)郷土史博物館整備事業	指定等・未指定を問わず、所蔵する文化財や寄託を受けた文化財を適切な温度・湿度のもと管理が可能な収蔵庫を備えた博物館を整備する。				○	◎	文化			

凡例：文化…文化課
 世界…富士山世界遺産課
 観光…観光課
 花緑…花と緑と水の課
 上井出…上井出出張所
 環エネ…環境企画課 環境エネルギー室
 企画…企画戦略課
 都計…都市計画課

3 基本方針3の課題・方針と措置

基本方針3 誇りを持つ（周知・理解）

市民が富士宮市の歴史文化に誇りを持つためには、歴史文化や文化財に対する理解が必要です。しかし、市民が文化財に対して理解を深める機会や情報を十分に提供できていません。

基本方針3では、文化財を知り、触れる機会を提供することで、より多くの市民が文化財への関心を高め、本市の歴史文化に誇りを持てるようになることを目指します。

【課題・方針】

課題① 市民が文化財と触れ合う機会や持続的に学ぶ機会が限られています。

⇒**方針①** 文化財見学のイベントや歴史講座、身近な場所での展示会などを開催することで、より多くの市民が文化財に触れあう機会を増やします。また、学校教育とも連携し、児童・生徒が郷土の歴史文化に触れ学ぶ機会を提供し続けます。

課題② 本市では様々な歴史文化の調査を行っていますが、本市の歴史文化の価値や魅力が市民に十分に伝え切れていません。

⇒**方針②** 本市の歴史文化について、既存の様々な媒体・事業を通して市民への積極的な情報発信に取り組みます。また現地での説明板などが未整備の文化財については設置に取り組むとともに、既設看板についても内容の充実に努めます。

【措置】表6-3 基本方針3の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期
①	43	文化財見学イベントの開催（継続）	本市の文化財を直接見て触れるきっかけを作り、市民の関心を高めるため、歩く博物館をはじめとした文化財を巡るツアーや遺跡の発掘調査現場、文化財の修理・整備現場、無形の民俗文化財の見学会・説明会などを開催する。	○	○	○	○	◎	文化世界		
	44	富士山の日記念イベント（継続）	世界遺産富士山の魅力を発信するため、富士山の日に合わせてイベントなどを開催する。	○		○		◎	世界 (各課)		
	45	歴史講座などの開催（継続・強化）	幅広く市民に、本市の文化財について魅力を発信し、関心を高める機会を創出するため、公民館など講座・出前講座などで古文書解読講座や歴史講座を開催する。	○	○	○	○	◎	社教文化		
	46	出張展示（継続）	公民館などで各地域に根差した多様な文化財について、直接見て触れるきっかけを作り、各地域の持つ歴史文化の背景や魅力について体感する機会を創出する。	○	○	○	○	◎	文化 (社教)		

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政	主管(連携)	前期	後期	次期
主管(連携)												
①	47	小・中学校の地域学習との連携(継続・強化)	「富士山学習」や「外国語ハンドブック」の活用など学校での学習と連携し、こどもや保護者が身近な歴史文化に触れる機会を増やす。	○	○	○	○	◎	文化学教			
	48	こども向け講座の開催	勾玉づくり、親子富士登山講座や紙芝居など、こどもたちが本市の文化財を見て触ることで、魅力を体感してもらう機会を創出する。	○	○	○	○	◎	文化世界社教			
	49	世界かんがい施設遺産「北山用水」に関わるイベント開催(継続)	令和5年度に世界かんがい施設遺産に登録された「北山用水」について、協力団体と協力して公開周知を行う。			○	○	◎	文化北山河川環エネ			
②	50	富士宮市史の調査成果活用事業の検討	富士宮市史の編纂にあたり実施した文化財の調査成果を活かした事業を検討する。	○	○	○	○	◎	文化			
	51	WEBなどのメディアを活用した情報発信(継続・強化)	市の公式HPやSNSを利用して、富士宮の歴史文化の魅力を継続的に市民へ発信する。	○	○	○	○	◎	文化(広報)			
	52	文化財紹介パンフレットの作成	地域の身近な歴史文化を情報発信し、関心を高めるため、テーマごとに気軽に手にできるパンフレットを作成する。		○	○	○	◎	文化観光世界			
	53	文化財マップの作成	市民が身近な文化財の情報を把握できるように、本市の文化財の情報を集約したマップを作成する。		○	○	○	◎	文化			
	54	景観賞・富士山眺望点事業(継続)	本市の優れた景観の構成要素となっているまちなみ、建築物、広場、水辺、森林、農地などや、景観の保全などについて優れた活動を行っている団体などを市民から募集し、景観賞として表彰する。その内容を広く公開することで、景観に対する市民の意識を高める。また、市内の美しい富士山を眺めることができる場所を「富士宮市富士山眺望点」に指定し、眺望景観の保全・改善、眺望点の整備などをを行う。	○	○	○	○	◎	都計(文化)			
	55	説明板などの新設と更新(継続)	文化財の所在や内容の周知を図るため、老朽化した説明板などの付替・内容更新や新設を実施する。		○		○	◎	文化観光世界			

凡例：文化…文化課
 世界…富士山世界遺産課
 社教…社会教育課
 学教…学校教育課
 北山…北山出張所
 河川…河川課
 環エネ…環境企画課 環境エネルギー室
 広報…広報課
 観光…観光課
 都計…都市計画課

4 基本方針4の課題・方針と措置

基本方針4 未来へ活かす（活用）

文化財は、地域社会において有用な役割を担うことで、地域の宝となり、後世への継承気運が醸成されます。これまででも、市内各所で文化財は様々な活用が行われてきましたが、十分に活用できていない文化財もあります。また、取組主体同士が連携することも、一部に留まっています。

基本方針4では、取組主体同士が連携することで更なる文化財の活用に繋げ、文化財を市民主体の地域づくりに寄与することを目指します。

【課題・方針】

課題① まちづくりに市内の魅力ある文化財が十分に活用できていません。

⇒方針① 文化財の魅力を体感できるまちづくりを目指し、歴史的風致の維持・向上を図るとともに、文化財活用のための基盤整備を進めます。

課題② 文化財を地域の活性化に活かし切れていません。

⇒方針② 文化財に関するイベントの開催による文化財への来訪者の拡大や、来訪者の周遊を促進することで、地域活性化に寄与します。

課題③ 文化財の活用にあたって、市民や団体の力を活かしきれていません。

⇒方針③ 市民や地域の文化財など関連団体と連携・協働を強化します。

【措置】表6-4 基本方針4の措置

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間			
				市民	所有者	団体	学識者	行政	主管 (連携)	前期	後期	次期
	56	中心市街地における世界遺産を活かした賑わいのあるまちづくり	『富士宮市世界遺産のまちづくり整備基本構想』に基づき、浅間大社を中心とするエリアにおいて市街地整備を進める。	○	○	◎	○	○	世界 (文化) (都計) (商工) (企画)			
①	57	魅力的景観の創出	富士山眺望と魅力的な景観の創出を図るため、無電柱化や朝霧地区景観形成ワークショップ会議などを推進する。 また市域全域の景観計画区域の中で、地域の特性や資源を生かし、特に良好な魅力ある景観形成に取り組む箇所として「景観重点地区」を設定し、地区レベルの景観計画区域として景観形成の目標、方針や景観形成基準（行為の制限）等を定める。	○	○	○		◎	都計 (道路) (文化)			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制						期間		
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期	
①	58	「フードバレー構想」推進事業(継続)	富士山を背景として栄えてきた本市のたぐいまれな自然環境と、湧水に育まれた豊富な食材を生かし、地域食材のブランド化、食と農の人材育成を推進する。		◎	◎	○	◎	食まち			
	59	歴史文化まちづくりコーディネーターの育成・配置の推進	市内の歴史文化や所有者などと市内外の関係団体をつなげる人材の育成・配置を推進する。	○				◎	文化			
60	史跡大鹿窯遺跡におけるイベント・講座の開催	令和6年度に整備を完了した史跡を気軽に来訪し、縄文時代の歴史文化に触れる場として活用するため、イベント・講座を開催する。			◎	○	◎	文化				
61	白糸ノ滝季節イベント開催(継続)	整備事業が完了した場所を活用しイベントを行うことで、白糸ノ滝の来訪の機会を増やす。			◎	○	◎	世界観光(文化)				
62	中心市街地まちあるきコースの設定	文化財だけでなく、飲食店なども含めて市街地・商店街を楽しめるコースを設定する。		○	◎	○	◎	文化(観光)(食まち)(商工)				
②	63	歩く博物館コースの改訂・拡張	富士宮市内に点在する文化財を歩いて巡り、見て、触れて、感じてもらうために設定した24コースを、新たな調査結果に基づいて改訂・拡張する。		○	○	○	◎	文化			
	64	自転車コースの設定	新たな観光アクティビティである電動自転車E-bikeを活用し、テーマに応じた市内周遊コースを設定する。文化財を組み込んだ周遊コースを設定する。		○	○	○	◎	企画観光文化			
65	しづおか遺産事業の推進	しづおか遺産に認定された芝川沿いの発電施設の歴史や施設を活用した観光プランの検討や展示・講座・講演会など各種事業を推進する。		◎	◎	○	◎	文化(観光)(環エネ)				
66	文化財を活用した企画、ツアーや誘致	本市の文化財を活用したイベントやツアーや誘致する。		○	◎			◎	文化観光			
67	ボランティアガイドの育成支援	観光ガイドボランティアや世界遺産ガイドボランティアに対し、本市の文化財への理解を深めるため講座などを開催する。		○	○			◎	文化世界観光			
③	68	地域の文化財など関連団体などとの連携・支援	地域の活動団体と協力し、文化財の魅力発信や活用を図る。また、情報交換などを行う。		◎	◎	○	◎	文化観光世界			
	69	地域文化をほりおこす市民のつどいとの連携	市民団体と協力し、地域の歴史などを題材にした手作りの紙芝居の上演や講演を行う。また紙芝居の動画を市内各所で配信する。		○	◎	○	◎	社教(文化)			
	70	出張展示・講座の開催	地域コミュニティの充実を図るために、自治会などと連携して地域イベントでの文化財展示や講座などを開催する。					◎	文化			

方針	No.	措置の名称	措置の内容	推進体制					期間			
				市民	所有者	団体	学識者	行政 主管 (連携)	前期	後期	次期	
③	71	博物館・大学と共同の文化財調査・刊行事業	博物館・大学などと本市の文化財を調査し、調査成果について、博物館・大学などと連携して周知事業を実施する。		○	○	○	◎	文化			
	72	市民共同研究・成果発信事業	市民と共同で文化財の調査研究を行い、調査成果について、市民と連携して周知事業を実施。		○	○	○	◎	文化			

凡例：文 化…文化課
 世 界…富士山世界遺産課
 都 計…都市計画課
 商 工…商工振興課
 企 画…企画戦略課
 道 路…道路課
 食まち…農業政策課 食のまち推進室
 観 光…観光課
 社 教…社会教育課

5 重点的に行う措置

(1) (仮称) 富士宮市立郷土史博物館整備事業

富士宮市の歴史文化の拠点として、(仮称) 富士宮市立郷土史博物館の整備を進めます。

本市では、令和3年度に「(仮称) 富士宮市立郷土史博物館基本構想」を策定しました。博物館は「富士宮市の歴史・文化を学び未来を拓く、人づくりの拠点」として、本市の歴史文化を知っていただくことで、郷土への愛着や誇りを持つ市民を育てるとともに、学ぶ場所や実際に市内をめぐるきっかけの場として整備を計画しています。

また、これまで市内には十分な保存環境の収蔵施設がありませんでしたが、博物館に収蔵庫を整備することで、貴重な文化財を保存し、後世に伝えます。

富士宮の歴史文化を保存、展示、研究する施設として、また、学習や情報発信の場としてこの第6章に位置づけた様々な措置についても、この施設を中心に展開することを想定しています。

関連する措置：No. 42、71

(2) 世界遺産構成資産の環境整備事業

市内にある世界遺産の構成資産の環境整備事業を進めます。

富士山本宮浅間大社・村山浅間神社・山宮浅間神社・人穴富士講遺跡は、『史跡「富士山」保存管理計画』(静岡県)に基づき、資産ごとに整備計画を策定し、順次整備を進めます。

白糸ノ滝は、『名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」保存管理計画』(静岡県)・『名勝及び天然記念物「白糸ノ滝」整備基本計画』(富士宮市)に基づき保存活用計画を作成し、今後の保存と活用の方針を定めます。

整備・計画策定にあたっては、整備委員会を組織し、学識経験者の意見を聞きながら行い、各構成資産の価値や魅力を高め、訪れる人に伝えます。

関連する措置：No. 22、23、25、26、27



写真 6-1 富士山本宮浅間大社（宮町）



写真 6-2 村山浅間神社（村山）